

## 特記事項

### 【保セー 1、保セー 2 共通】

- (1) 貸付期間内において、施設の改修等のやむを得ない事由により、貸付物件が使用できない場合、貸付物件を使用できない期間に応じて、既に納付された貸付料があるときはこれを返還し、未納の貸付料があるときはこれを減額するものとする。  
なお、貸付物件が使用できない期間が存在する場合においても、貸付期間の延長は行わないものとする。  
※施設改修工事に伴い、貸付期間中に施設が一時休館（R9～11 年中、概ね 1 年 6 か月間）となり、当該期間中貸付物件が使用不可となる可能性があります。
- (2) (1)に規定する事由により、貸付物件が使用できなくなった場合、施設管理者の指示する期日までに自動販売機を一時撤去すること。
- (3) 本特記事項に定めのない事項、または疑義が生じた事項については、施設管理者と協議の上、これを決定すること。